

## 広報ゆりほんじょう広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、由利本荘市広告掲載要綱（平成19年由利本荘市告示第58号。以下「要綱」という。）及び由利本荘市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、由利本荘市が発行する広報ゆりほんじょうへの広告の掲載（以下「広告掲載」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置、規格及び枠数)

第2条 広告掲載の位置、規格及び枠数は、別表第1に定めるところによる。

(広告掲載の時期)

第3条 広告を掲載する広報紙は、毎月2回（1日及び15日）発行する広報紙とし、特別号は除くものとする。

(広告の公募)

第4条 広告の公募は、広報紙、市のホームページ等により行う。

2 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載申込み)

第5条 広告掲載をしようとするもの（以下「申込者」という。）は、広報ゆりほんじょう広告掲載申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市税等の滞納がある者は、申込みをすることができない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

(2) 掲載しようとする広告の原稿案

(3) 市区町村民税の完納証明書

2 掲載の申込みの締切りは、広報紙発行日の40日前とする。

3 掲載を申し込むことができる広告は、1掲載号につき1件限りとする。

4 申込者は、複数の号に掲載を申し込むことができる。ただし、1の年度内6号までを限度とし、年度を越えないものとする。

(掲載決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、申込者に広報ゆりほんじょう広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、申込者が第2条に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では、掲載希望号数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有しているもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は事業を営む個人で市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

3 前項の規定によっても申込者が枠数を超えるときは、抽選とする。

4 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期限までに版下原稿を広報担当課に提出するものとする。

(掲載料)

第7条 広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、1回につき、1枠あたり20,000円とする。

(掲載料の納入)

第8条 広告主は、第6条の規定による掲載決定を受けたときは、市長の発する納付書により、指定する期日までに掲載料を納入しなければならない。

(広告内容、デザイン等の協議)

第9条 広告の内容、デザイン等については、市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱、基準若しくはこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主が、指定する期日までに掲載料を納入しないとき若しくは版下原稿を提出しないとき又は広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したときは、掲載の決定を取り消し、広報ゆりほんじょう広告掲載決定取消通知書(別記第3号様式)により当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月24日)

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

広告掲載の位置

掲載ページ	掲載場所	掲載可能枠
お知らせページ	5段組み左右見開きの最下部	4 枠

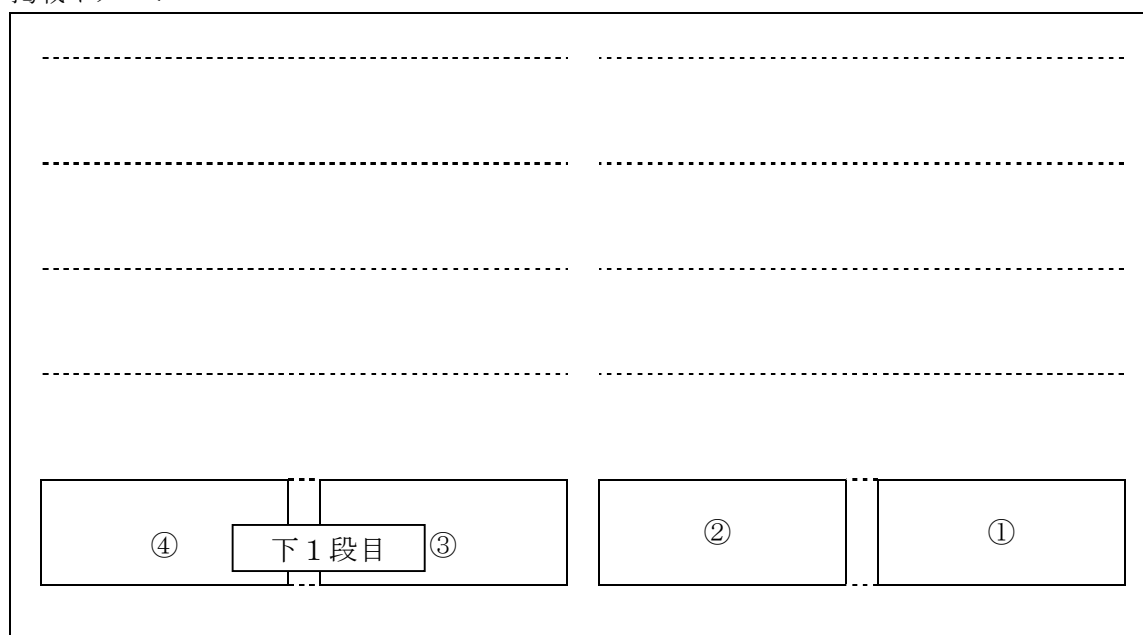
注：同じページで隣り合う2枠を合体し、1枠として使用することもできる。

広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがある。

広告の規格(大きさ)

A 号（1枠）	B 号（2枠合体）
縦50mm×横87mm	縦50mm×横183mm

掲載イメージ



注：広告欄には、市が作成する枠が付き、欄内に「広告」の文字(クレジット)が入ること。

2色印刷とするが、黒を除く色の指定はできない。

原則として文字は8ポイント以上とし、常用漢字表、現代仮名遣い、ローマ字のつづり方、外来語の表記、送り仮名の付け方等は、最も新しい内閣告示に準じるものとする。

「版下原稿」を紙媒体で提出する場合は、白い紙に黒インク又はこれと同等の濃さのもので、原寸大に印刷し提出すること。

第1号様式（第5条関係）

広報ゆりほんじょう広告掲載申込書

年 月 日

由利本荘市長 様

申込者 住所（所在地）  
氏名（名称・代表者名）  
電話番号 FAX  
電子メール  
担当者氏名

「広報ゆりほんじょう」に広告を掲載したいので、広告の原案を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載枠	1 枠のみ ・ 2 枠合体
2 掲載希望号	号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行）
3 広告掲載料の支払い	広告掲載が決定されたときは、「由利本荘市広報紙広告掲載要領」に従い広告掲載料を支払います。
4 その他	・ 由利本荘市の広告関連規定を遵守します。 ・ 由利本荘市税等の滞納はありません。 ・ 由利本荘市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。

【添付書類】

- 1 会社案内、パンフレット等業務内容等がわかる書類
  - 2 掲載しようとする広告図案
  - 3 法人については、納期限が到来している直近の市区町村税の完納証明書
  - 4 個人については、当該年度の市区町村税の完納証明書
- 

※この欄は記入しないでください。

審 査		備 考
審査日時	年 月 日	
結果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 否掲載	

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

由利本荘市長



広報ゆりほんじょう広告掲載・不掲載決定通知書

広報ゆりほんじょう広告掲載要領第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載

2 不掲載

(不掲載の理由

)

1 広告掲載枠	1 枠のみ ・ 2 枠合体
2 広告内容	
3 掲載号	号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行） 号（ 月 日発行）、 号（ 月 日発行）
4 版下提出期限	年 月 日
5 広告掲載料 納入期限	円 年 月 日
摘 要	1 広告掲載料は、納入通知書に明記されている期日までに一括前納してください。 2 編集作業上、支障が生じたときは、協議のうえ、広告掲載の希望発行日を変更させていただく場合があります。 3 校正漏れによる内容の不備については、市はいかなる補償も行いませんので、校正作業は慎重・確実に行ってください。 4 広告欄には、市が作成する枠が付き、欄内に「広告」の文字が入ります。 5 広告は2色印刷ですが、黒を除く色の指定はできません。 6 原則として、文字は8ポイント以上としてください。 7 「版下原稿」を紙媒体で提出される場合は、白い紙に黒インク又はこれと同等の濃さのもので原寸大に印刷し、提出してください。

第3号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

由利本荘市長

印

広報ゆりほんじょう広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した、広報ゆりほんじょうへの広告掲載について、  
次のとおり掲載の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由